

検討会開催の背景及び目的、スケジュール案

1.背景・目的

- 「内航未来創造プラン」(平成29年6月)において、内航海運事業者の事業基盤の強化のための一つの取組として提示された登録船舶管理事業者制度については、「船舶管理会社の活用に関する新たな制度検討会」を開催し、登録船舶管理事業者規程を平成30年3月に公布し、4月1日よりその運用を開始。現在20事業者が登録を行ったところ(平成31年1月30日現在)。
- 登録船舶管理事業者は、船舶管理業務に関する規程の作成や見直しを義務化するとともに、登録を受けた船舶管理に係る業務について、適切に遂行しているかどうかについて、登録の期間満了前に、自ら及び第三者の評価を受けることとされている。
- こうした評価制度に伴う一定期間毎の業務評価により、登録船舶管理事業者の業務の品質の確保を図り、業務の情報や品質の「見える化」を進める。

2.これまでの整理

■ 内航未来創造プラン(平成 29 年6月)

Ⅲ.今後取り組むべき具体的施策等

1. 内航海運事業者の事業基盤の強化

- (1) 船舶管理会社の活用促進(「国土交通大臣登録船舶管理事業者」(仮称)登録制度の創設)
- ② 取組の内容
 - ・ 国土交通大臣による登録制度(一定期間毎の更新制)を創設し、一定水準の船舶管理サービスを提供する者について、同制度の登録を受けることにより「国土交通大臣登録船舶管理事業者」(仮称)として事業を実施できることとし、船舶管理事業者に一定の法的位置づけを与えることとする。
 - ・ 登録を受けた事業者には、船舶管理業務に関する規程の作成等を義務化するとともに、一定期間毎に業務評価を行うことにより、その品質の確保を図る。

■ 船舶管理会社の活用に関する新たな制度について(これまでの議論を踏まえた整理)(平成 30 年 1 月)

6. 船舶管理業務適正化に向けた制度構築の課題と当面の方針

(3) 評価制度の具体化

安全品質の高い船舶管理業務の安定的かつ継続的な実施を確保するため、「3.登録制度の仕組み」の(4)のとおり、登録船舶管理事業者は、登録を受けた業務を適切に遂行しているかどうかについて、一定期間後、自己及び第三者による評価を実施することとなるので、当該評価の評価事項や運用方法等の具体的内容については、今後、検討を進める必要がある。

■ 登録船舶管理事業者規程(平成 30 年国土交通省告示第 466 号)

(評価)

第十七条 登録船舶管理事業者は、その行う船舶管理に係る業務の質について、登録の有効期間の満了する日の三月前の日から当該満了する日の前日までの間に、自ら評価を行うとともに、第三者による評価を受けなければならない。

2 前項の評価の結果は、第三条第三項の登録の更新時に、国土交通大臣に報告することとする。

3.今後の進め方(案)

- ◆ 2019年1月30日 第1回登録船舶管理事業者評価制度検討会
 - ・登録船舶管理事業者評価制度に係る意見交換
 - ・その他
- ◆ 3月予定 第2回登録船舶管理事業者評価制度検討会
 - ・登録船舶管理事業者評価制度の基本的な考え方(案)について
 - ・意見交換
 - ・その他
- ◆ 4月頃 評価制度に係る通達発出
- ◆ 2021年度 2018年度に登録を行った登録船舶管理事業者の更新時期 到来